

令和5年4月改定

1 いじめ防止に対する基本姿勢

- ・本校では、いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも、起こり得るもの」「だれもが被害者にも加害者にもなり得るもの」で、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、いじめの防止等の対策を、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ・また、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめをはやし立てず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策を、いじめが生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行う。
- ・加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、いじめを受けた生徒にも何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならず、いじめを受けた生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行う。
- ・また、生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

2 「いじめ防止委員会」(学校いじめ対策組織)

- ・「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、いじめ事案に対する対応を含む、いじめ防止等の対策のための組織を設置する。
- ・この組織は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援主任、養護教諭その他校長が必要と認める教員によって構成する。また、必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等を参加させることができる。
- ・この組織では、次のような役割を担う。
 - ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
 - イ いじめの相談・通報の窓口
 - ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や評価・検証・修正
 - エ いじめや問題行動等に関する情報の収集と記録・共有、事実関係の把握と積極的ないじめの認知
 - オ いじめ事案が発生した場合の対処や対応
 - カ いじめが解消に至るまでの被害生徒の支援を継続するための対処プランの作成と実行
 - キ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定、保護者との連携

3 いじめの防止

- ・学校全体でいじめに向かわせないための未然防止として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめ防止の取組を進める。
- ・生徒に対して、傍観者とならず、教職員等への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ・いじめは絶対許されないこと、いじめを受けている生徒を全力で守ることを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、迅速かつ組織的にいじめの防止に取り組む。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取

組を進める。

- ・生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加し・活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。
- ・生徒が学習やその他の活動において、自己有用感や自己肯定感を高める取組を進める。
- ・地域の人材、自然、伝統、文化などの教育資源を活用して、生徒の発達段階に応じた道徳教育や体験活動、ボランティア活動等の充実を図る。
- ・学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取組を進める。
- ・生徒が自主的に行う学級会や生徒会活動等において、生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を進める。
- ・ＱＵ「楽しい学校生活を送るためのアンケート」等を活用し、生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を進める。
- ・いじめを防止することへの重要性に関する理解を深めるため、生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

4 いじめの早期発見

- ・生徒と教職員の信頼関係の構築に努め、相談窓口の設置、生徒、保護者に対する定期的なアンケートや個別の面談をするなど、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、学校組織を挙げて、生徒一人ひとりの状況把握に努める。
- ・ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

5 いじめへの対処

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめ事案に対応する校内組織を中心に、迅速にいじめの事実の有無の確認作業に入り、その結果を教育委員会に報告する。
- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、校内組織を中心に、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめの再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ・いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、事態の深刻さを理解させる。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行うに当たっては、迅速で適切な初期対応とこれらの保護者との情報の共有が重要であることを十分認識し、加害・被害の両保護者間で争いが起きることのないよう、いじめ事案の解決を目指して、丁寧な説明を行い、これらの保護者の理解と協力を得る。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。
- ・当該いじめ事案が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや生徒の生命等、重大な被害が生じるおそれがあるときは、所管警察署と連携し対処する。

6 その他

- ・情報モラル教育や情報活用能力の育成に関する教育を推進するとともにインターネットを通じて行われるいじめを防止する取組を進める。
- ・学校評価において、いじめの問題への対応（上記3～5）にかかわる項目で、肯定的な評価を目指す。
- ・いじめアンケートにおいて、「いじめは絶対に許されない」と回答する生徒の割合を100%にすることを目指し、各種取組を進める。

- ・本校「いじめ防止基本方針」の改訂にあたっては、学校評価等のアンケート、学校運営協議会等を通じて、生徒・保護者・地域の意見を広く取り入れて点検・見直しを進める。

7 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した（発生した疑いがあると認める）場合には、速やかに、教育委員会に報告する。
- ・学校主体または教育委員会が設置する「対策委員会」によって調査を行う。
- ・調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。
- ・重大事態について調査した結果について（学校が調査主体となったものは、学校より教育委員会に報告し、教育委員会を通じて）、町長に報告する。
- ・重大事態の発生から、再発防止の取組に至るまでの過程において、北海道教育委員会と連携を図り、必要な助言を受けるよう努める。

<厚真中いじめ未然防止プログラム概要>

	学校の取組	生徒が主体となった活動
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導交流 ・いじめ防止基本方針の確認と保護者、地域への公表 ・いじめアンケート調査の実施（5月）と対応 ・教育相談（5月） ・いじめをテーマとした全校道徳 ・QUの実施と分析、対応（7月） ・学年懇談会で保護者と情報交換 ・情報モラル教室 ・学校評価（職員評価） ・三者懇談（3年） ・二者懇談（1・2年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱交流会 ・生徒会交流会 ・いじめ撲滅集会（生徒会） ・体育大会、旅行的行事等における生徒の主体的、協同的な活動
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導交流 ・学年懇談会で保護者と情報交換 ・教育相談（9月） ・いじめアンケート調査の実施（11月）と対応 ・教育相談（10月） ・三者懇談（3年） ・二者懇談（1・2年） ・職場体験（1年） ・QUの実施と分析、対応（11月） ・学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活集会 ・ボランティア活動（地域清掃） ・合唱交流会 ・生徒会交流会 ・学校祭における生徒の主体的、協同的な活動
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（1月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱交流会 ・生徒会交流会